

# 11月11日～17日は 税を考える週間

税金は暮らしを支える大切なものです。平成28年度から適用される主な改正内容や、催し・お知らせを紹介します。

## 平成28年度から適用される主な改正

- ▶平成27年以降に行う自治体への寄附金（ふるさと納税）に係る特例控除額の上限が、所得割額の20%に拡充
- ▶給与所得者等で、平成27年4月以降のふるさと納税の寄附先が5自治体以下の場合、確定申告が不要となる「ワンストップ特例制度」の開始
- ▶住宅借入金等特別税額控除の適用期限を平成31年6月30日まで延長

**問合せ** 税務課 ☎内線 2 3 1 6

## 平成28年度に限る軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の導入

平成27年度中に新車新規登録した一定の環境性能・燃費性能を有する三輪以上の軽自動車の税率を下表のとおり引き下げます。

### 対象

- ▶電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年天然ガス車基準に適合するもの、かつ窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準の値の90%以内のものに限る）

車種・用途			(年額)	
			改正前	改正後
三輪			3900円	1000円
四輪以上	乗用	自家用	10800円	2700円
		営業用	6900円	1800円
	貨物	自家用	5000円	1300円
		営業用	3800円	1000円

- ▶ガソリンを内燃機関の燃料とするもの(窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の値の25%以内のものに限る。かつ、乗用については、平成32年度基準エネルギー消費効率+20%以上。貨物については、平成27年度基準エネルギー消費効率+35%以上)

車種・用途			(年額)	
			改正前	改正後
三輪			3900円	2000円
四輪以上	乗用	自家用	10800円	5400円
		営業用	6900円	3500円
	貨物	自家用	5000円	2500円
		営業用	3800円	1900円

- ▶ガソリンを内燃機関の燃料とするもの(窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の値の25%以内のものに限る。かつ、乗用については、平成32年度基準エネルギー消費効率+15%以上。貨物については、平成27年度基準エネルギー消費効率+15%以上)

車種・用途			(年額)	
			改正前	改正後
三輪			3900円	3000円
四輪以上	乗用	自家用	10800円	8100円
		営業用	6900円	5200円
	貨物	自家用	5000円	3800円
		営業用	3800円	2900円

## 平成27年1月から相続税の基礎控除を引き下げ

**改正前** 5000万円+ (1000万円×法定相続人数)

**改正後** 3000万円+ (600万円×法定相続人数)

※相続した遺産額が基礎控除額を超える場合は、相続の開始があったことを知った日(通常は被相続人が死亡した日)の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告・納税する必要があります

**問合せ** 荒川税務署 ☎(3893) 0151

**国税庁ホームページ** <http://www.nta.go.jp/>

## 年末調整等説明会

源泉徴収義務者（給与や賃金を支払っている事業所等）を対象に、平成27年分の年末調整、法定調書・給与支払報告書に関する説明会を開催します。

**会場** ムーブ町屋ムーブホール

**日時** 11月5日(木) ▶午前10時～正午……………西日暮里  
▶午後2時～4時……………東尾久・西尾久  
11月6日(金) ▶午前10時～正午……………町屋・東日暮里  
▶午後2時～4時……………南千住・荒川

※対象地域以外でも出席できます ※受け付けは、開始時刻の30分前から

**持ち物** 税務署から郵送された「年末調整のしかた」等の関係書類、筆記用具

**問合せ** ▶税務課 ☎内線 2 3 2 3

▶荒川税務署 ☎(3893) 0151

## 「税を考える週間」主な行事

### ◆ 税理士による税の無料相談

**日時** 11月11日(水)・12日(木)午前10時30分～午後3時

**会場** 区役所2階税務課前 **主催** 東京税理士会荒川支部

### ◆ 税の街頭PR

**日時** 11月17日(火)午後3時～4時

**会場** ジョイフル三ノ輪商店街 **主催** 荒川納税貯蓄組合連合会

### ◆ 税についての作文・標語・絵はがきの主な受賞作品の展示

**期間** 11月11日(水)～27日(金)

**会場** 荒川税務署、荒川都税事務所、荒川法人会（西日暮里6-7-6）、区役所1階ロビー（24日(火)から）、センターまちや（17日(火)まで）

**問合せ** ▶荒川税務署 ☎(3893) 0151

## 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料は所得控除の対象です

1～12月に納付した保険料は、社会保険料控除として全額が所得控除の対象となります。生計を共にする配偶者や親族の保険料を負担した場合も、合算して控除できます（特別徴収分を除く）。確定申告や住民税の申告をする際には、「社会保険料控除」欄に忘れずに記入してください。

※納付額は、納付書の方は「領収証書」、口座振替の方は12月中旬に送付する「口座振替済みのお知らせ」、特別徴収の方は日本年金機構から送付される「源泉徴収票」で確認できます

※国民年金保険料については、11月上旬に日本年金機構から送付される社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の添付が必要です

### 問合せ

▶国民健康保険料・後期高齢者医療保険料…国保年金課 ☎内線 2 3 8 6

▶介護保険料……………介護保険課 ☎内線 2 4 4 1

▶国民年金保険料……………荒川年金事務所 ☎(3800) 9151

# 平成27年度荒川区議会定例会・9月会議が終わりました **問合せ** 議会事務局 ☎内線 3 6 1 4

平成27年度荒川区議会定例会・9月会議は、9月11日～10月15日の35日間の会議期間で開かれました。

この9月会議では、条例の改正や平成26年度決算の認定等の議案28件(議員提出議案2件を含む)が可決されました。可決した議案は次のとおりです。

### 条例の改正 (7件)

- ▶荒川区特別区税条例等の一部を改正する条例
- ▶荒川区手数料条例の一部を改正する条例
- ▶荒川区理容師法施行条例の一部を改正する条例
- ▶荒川区美容師法施行条例の一部を改正する条例
- ▶荒川区住民基本台帳ネットワークシステムの適正管理等に関する条例の一部を改正する条例
- ▶荒川区印鑑条例の一部を改正する条例
- ▶荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例

### 予算 (4件)

- ▶平成27年度荒川区一般会計補正予算(第1回)
- ▶平成27年度荒川区国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)
- ▶平成27年度荒川区介護保険事業特別会計補正予算(第1回)
- ▶平成27年度荒川区一般会計補正予算(第2回)

### 決算の認定 (4件)

- ▶平成26年度荒川区一般会計歳入歳出決算
- ▶平成26年度荒川区国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- ▶平成26年度荒川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- ▶平成26年度荒川区介護保険事業特別会計歳入歳出決算

### その他 (11件)

- ▶財産の取得(防災用活動服)について
- ▶財産の取得(防災用安全靴)について
- ▶財産の取得(舞台幕)について
- ▶賃料減額請求事件に関する和解について
- ▶荒川総合スポーツセンターの指定管理者の指定について
- ▶荒川区立南千住保育園の指定管理者の指定について
- ▶荒川区立はなみずき保育園の指定管理者の指定について
- ▶石浜ふれあい館の指定管理者の指定について
- ▶南千住駅前ふれあい館の指定管理者の指定について
- ▶荒木田ふれあい館の指定管理者の指定について
- ▶西尾久ふれあい館の指定管理者の指定について

### 意見書提出 (2件)

- ▶地方税財源の拡充に関する意見書提出について
- ▶ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書提出について

## 指定管理者が決定しました

施設の管理・運営を行う指定管理者の指定期間が平成28年3月31日で終了する7施設について、平成27年度荒川区議会定例会・9月会議の議決を経て、平成28年4月1日からの指定管理者が決定しました(右表参照)。詳細は、各課へお問い合わせください。

**指定期間** 平成28年4月1日～平成33年3月31日

※石浜ふれあい館・荒川総合スポーツセンターは平成28年4月1日～平成31年3月31日

**指定管理者制度に関する問合せ** 総務企画課 ☎内線 2 1 1 3

施設名	指定管理者	問合せ
石浜ふれあい館		
南千住駅前ふれあい館	株式会社	
西尾久ふれあい館	日本デイケアセンター	地域振興課 ☎内線 2 5 3 2
荒木田ふれあい館	株式会社大起エンゼルヘルプ	
荒川総合スポーツセンター	TM共同事業体	スポーツ振興課 ☎内線 3 3 7 1
南千住保育園	社会福祉法人上智社会事業団	
はなみずき保育園	株式会社こどもの森	保育課 ☎内線 3 8 2 1